

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 7 年版

評価対象材料名
細 目

可動間仕切

—

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【可動間仕切】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版20章2節に規定する可動間仕切とする。なお、国土交通大臣認定の「耐火構造間仕切」および空間の仕切り方の種類で自立形は、対象外とする。

2. 引用している規定

（1）標仕 令和7年版

（2）日本産業規格

- ・ JIS A 1321 : 2011 「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」
- ・ JIS A 1414-1 : 2010 「建築用パネルの性能試験方法—第1部：通則」
- ・ JIS A 1414-2 : 2010 「建築用パネルの性能試験方法—第2部：力学特性に関する試験」
- ・ JIS A 1416 : 2000 「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」
- ・ JIS A 1441-1 : 2007 「音響—音響インテンシティ法による建築物及び建築部材の空気音遮断性能の測定方法—第1部：実験室における測定」
- ・ JIS A 1530 : 2014 「建具の開閉繰返し試験方法」
- ・ JIS A 4702 : 2021 「ドアセット」
- ・ JIS A 5905 : 2022 「繊維板」
- ・ JIS A 5908 : 2022 「パーティクルボード」
- ・ JIS A 6512 : 2007 「可動間仕切」
- ・ JIS A 6901 : 2024 「せっこうボード製品」
- ・ JIS A 6931 : 1994 「パネル用ペーパーコア」
- ・ JIS A 9504 : 2017 「人造鉱物繊維保温材」
- ・ JIS A 9511 : 2017 「発泡プラスチック保温材」
- ・ JIS G 3101 : 2022 「一般構造用圧延鋼材」
- ・ JIS G 3131 : 2024 「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3141 : 2021 「冷間圧延鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3302 : 2022 「溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3312 : 2019 「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 3313 : 2021 「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 4304 : 2021 「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS G 4305 : 2021 「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」
- ・ JIS H 4000 : 2022 「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」
- ・ JIS H 4100 : 2022 「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」
- ・ JIS K 6744 : 2019 「ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯」

3. 令和4年度版からの主な改定点

（1）JIS改正による見直し

- a. JIS A 5905、JIS A 5908、JIS G 3101、JIS G 3141、JIS G 3302、JIS G 3313、JIS G 4305、JIS H 4000、JIS H 4100 の年版のみ変更

4. 令和5年度版からの主な改定点

（1）内容の見直し

- a. 「遮音性能（標準パネルの性能を損なわない範囲で、遮音性能を高めたパネル）」について、一般の遮音性能と区別する必要がないため、削除
- b. 「遮音性能の条件」について、専用書式にて記載を求めているため、追加

(2) 記載内容の整理

- a. 「遮音性能」、「付属金物」の規定の表現を、変更

5. 令和6年度版からの主な改定点

(1) J I S改正による見直し

- a. JIS A 6901、JIS G 3131 の年版のみ変更

(2) 内容の見直し

- a. 「品質」「ホルムアルデヒド」の規定について、標仕に整合させるため、変更

6. その他

- (1) [表示項目] とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- (2) [付帯性能] とは、評価項目ではないが、使用箇所等によっては、その性能が必要となるものをいう。
- (3) 「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。
- (4) 赤字は、令和4年版からの改定箇所を示す。

評価基準

可動間仕切

1

項 目			品 質 ・ 性 能	備 考
材 料	パ ネ ル	表 面 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、鋼材については防食処理および防錆処理を施した材料とする。	
		裏 打 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とする。	
		充 填 材 ・ 心 材	同 上	
	ド ア パ ネ ル	表 面 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、鋼材については防食処理および防錆処理を施した材料とする。	
		枠 材 （ 補 強 部 材 ）	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、鋼材については防食処理および防錆処理を施した材料とする。	
		心 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とする。	
		エ ッ ジ 材	JIS A 6512 の表 9 に対応する材質とし、鋼材については防食処理および防錆処理を施した材料とする。	
	そ の 他 の 部 材	ド ア 枠 表 面 材	同 上	
		笠 木	同 上	
		天 井 レ ー ル	同 上	
		床 レ ー ル	同 上	
		幅 木	同 上	
		目 地	同 上	
		ス タ ッ ド 等	同 上	
	付 属 金 物	ド ア ク ロ ー ザ	本体：アルミニウム合金製、アーム部：鋼製（焼付け塗装）	
		丁 番	ステンレス製	
		錠 前	ステンレス製	
		上 げ 落 と し	亜鉛合金製程度	

評価基準

可動間仕切

2

項 目			品 質 ・ 性 能		備 考																											
品 質	パ ネ ル の 外 観	欠 点	外形に使用上支障のある反り、曲り、ねじれ、その他の変形がなく、また、表面に美観上のきず、汚れなどがないこと。																													
		安 全 性	人体または衣服の触れるおそれのある部分には、鋭い突起などがなく安全であること。																													
		塗 装 面	光沢・色調が均等で、塗りむら、たれなどがないこと。																													
	金 物		使用上有害な傷、す等の欠点のない良質なものであること。																													
	ホルムアルデヒド	パネル・ドアパネル	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																													
		接 着 剤	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																													
		塗 料	ホルムアルデヒドの放散量をF☆☆☆☆とすること。																													
寸 法	寸 法 許 容 差		<table><tr><td>部位</td><td>項目</td><td>呼び寸法</td><td>製品寸法</td><td>許容差</td></tr><tr><td rowspan="3">パネル</td><td>高さ</td><td>JIS A 6512 のモジュール呼び寸法に対応できること</td><td>±30 mm</td><td>±5 mm</td></tr><tr><td>幅</td><td>同 上</td><td>−50 mm 以内</td><td>±5 mm</td></tr><tr><td>見込み</td><td>同 上</td><td>±5 mm</td><td>±5 mm</td></tr><tr><td rowspan="2">ド ア</td><td>高さ</td><td>同 上</td><td>±30 mm</td><td>±5 mm</td></tr><tr><td>幅</td><td>同 上</td><td>−50 mm 以内</td><td>±5 mm</td></tr></table>	部位	項目	呼び寸法	製品寸法	許容差	パネル	高さ	JIS A 6512 のモジュール呼び寸法に対応できること	±30 mm	±5 mm	幅	同 上	−50 mm 以内	±5 mm	見込み	同 上	±5 mm	±5 mm	ド ア	高さ	同 上	±30 mm	±5 mm	幅	同 上	−50 mm 以内	±5 mm		
			部位	項目	呼び寸法	製品寸法	許容差																									
			パネル	高さ	JIS A 6512 のモジュール呼び寸法に対応できること	±30 mm	±5 mm																									
				幅	同 上	−50 mm 以内	±5 mm																									
				見込み	同 上	±5 mm	±5 mm																									
			ド ア	高さ	同 上	±30 mm	±5 mm																									
				幅	同 上	−50 mm 以内	±5 mm																									
加 工 ・ 組 立	表 面 材 の 接 着 方 法 [表示項目]		申請者の規定による。																													
	小 口 の 接 着 方 法 [表示項目]		申請者の規定による。																													
	金 物 取 合 い 補 強 板 の 取 り 付 け 方 法 [表示項目]		申請者の規定による。																													
	現 場 施 工 時 の 注 意 点 [表示項目]		申請者の規定による。																													
	施 工 誤 差 へ の 対 応 性 [表示項目]		申請者の規定による。																													

評価基準

可動間仕切

3

項 目			品 質 ・ 性 能	備 考
性能	耐衝撃性能	質量 1 kg 衝撃試験	試験後、使用上有害な表面の割れおよびはがれのないこと。	
		質量 50 kg 衝撃試験	試験後、構造部材の折れおよび曲がりがなく、両面に使用上有害な表面の割れおよびはがれがないこと。	
	開閉耐久性	開 閉 回 数 10 万回	試験後、開閉に異常がなく、使用上支障がないこと。	
	面内変形 追 随 性 能	層間変形角 高さの 1/150	試験後、使用上有害な割れおよびはがれが生じないこと。	
	遮 音 性 能 [付帯性能]		申請者の規定による。	
	遮 音 性 能 の 条 件 [表示項目]		申請者の規定による。	
	難 燃 性 能 [付帯性能]		難燃 3、難燃 2、難燃 2A または難燃 1	
	防 火 性 能 [付帯性能]		申請者の規定による。	
試験方法	1. 衝撃試験は、JIS A 6512 の「8.1 衝撃試験」による。また、試験体は、別紙「衝撃試験および開閉耐久性試験の試験体について」による。 2. 開閉耐久性試験は、JIS A 1530 による。また、試験体は、別紙による。 3. 面内変形追随性試験は、JIS A 1414-2 による。また、試験体は、幅 900 mm 程度／枚を 3 枚とし、高さ 2,700 mm 以上とする。 4. 遮音性試験は JIS A 1416 による。なお、試験は、社内試験でも可とする。 5. 難燃性試験は、JIS A 1321 による。			

(参 考) JIS A 6512 「表 9—材料」

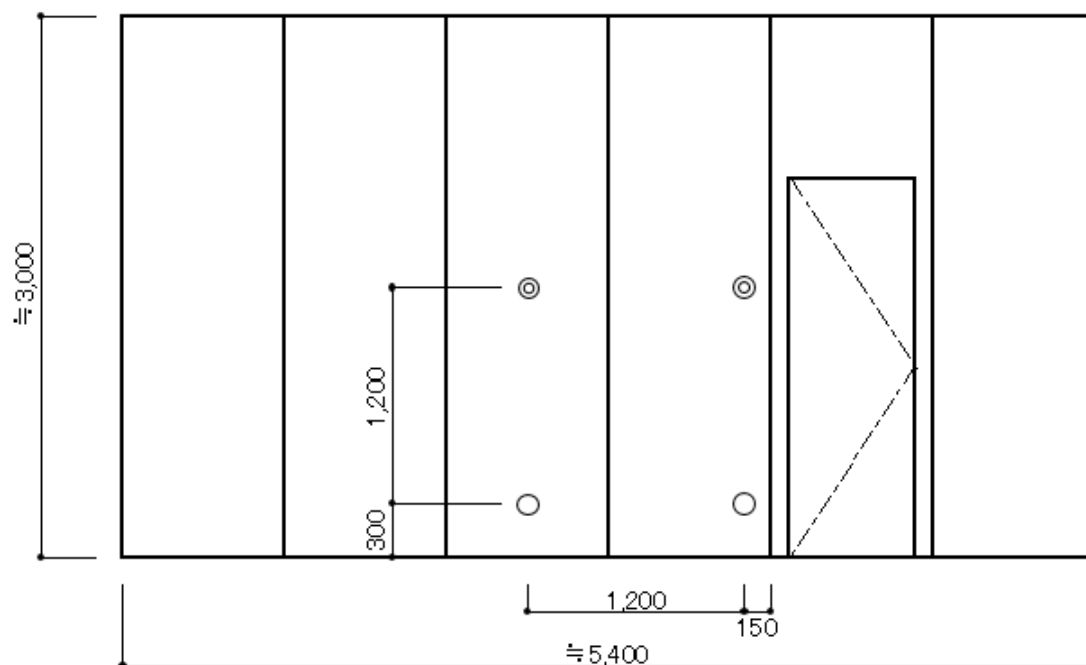
材 料	規 格
鋼	JIS G 3101、JIS G 3131、JIS G 3141、JIS G 3302、JIS G 3312、JIS G 3313、JIS K 6744
ステンレス鋼	JIS G 4304、JIS G 4305
アルミニウム合金	JIS H 4000、JIS H 4100
ガラス	JIS R 3202、JIS R 3203、JIS R 3204、JIS R 3205、JIS R 3206、JIS R 3208、JIS R 3209
ボード	JIS A 5905、JIS A 5908、JIS A 6901
木材・合板	日本農林規格 素材、集成材、合板
その他	JIS A 6931、JIS A 9504、JIS A 9511

衝撃試験および開閉耐久性試験の試験体について

1. 試験体のタイプ

標準タイプのパネル（全面パネル）とする。

2. 試験体の大きさ



◎：50kgの衝撃体の衝撃位置 ○：質量1kgの衝撃体の衝撃位置

3. 試験順位

1 番：開閉耐久性試験

2 番：衝撃試験